第１０３号議案

路面のくぼみによる負傷事故に関する和解について

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

路面のくぼみによる負傷事故について、当事者間で合意した内容で和解するため、提出するものであります。

路面のくぼみによる負傷事故に関する和解について

府中市は、令和６年１０月１８日に発生した路面のくぼみによる負傷事故について、次のとおり和解をするものとする。

１　和解の相手方

東京都日野市在住者

２　和解の内容

⑴　府中市は、本件につき５割の過失責任を負う。

⑵　相手方の損害は、金９，８７５，４３７円で、⑴の過失責任により、府中市は、相手方に対し、本件に係る和解金として、金４，９３７，７１９円を支払う義務があることを認める。

⑶　和解金は、本件和解の成立後、相手方の指定する預金口座に振り込む方法で支払う。

⑷　府中市と相手方との間には、本件に関し、本和解に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。